

平成26年度第2回北海道水資源保全審議会

議 事 録

日 時：平成27年1月20日（火）午前10時30分～午前11時25分
場 所：かでの2.7 10階 1060会議室

【次 第】

1 開会

2 議事

(1) 平成26年度第2回水資源保全地域に係る指定の区域について

(2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

(3) その他

○水循環基本計画の骨子について

○北海道水資源保全審議会に係る今後の開催方法について

3 閉会

【出席者】

(委員)

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 柿澤 宏昭委員 | (北海道大学大学院農学研究院教授) |
| 海老名 誠委員 | (小樽商科大学理事・特認名誉教授) |
| 松井 廣道委員 | (北海道森林組合連合会理事) |
| 富士田裕子委員 | (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園教授) |
| 山本 裕子委員 | (北海学園大学工学部准教授) |
| 丸谷 薫委員 | (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所
研究主幹) |
| 伊藤 一三委員 | (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会本部理事) |
| 荒木 健介委員 | (藤田・荒木法律事務所弁護士) |
| 片山 健也委員 | (ニセコ町長) |

(道側)

- | | |
|-------|--------------------|
| 柴田 達夫 | (総合政策部長) |
| 佐々木誠也 | (総合政策部政策局政策基盤担当局長) |
| 佃 昇 | (総合政策部政策局土地水対策課長) |
| 岩田 義弘 | (総合政策部政策局土地水対策課主幹) |

(オブザーバー)

- | | |
|------|-------------------|
| 山田 博 | (環境生活部環境局環境推進課主幹) |
|------|-------------------|

1 開会

(佃課長)

皆様お揃いになり、また定刻となりましたので、ただ今から平成26年度第2回北海道水資源保全審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、柴田総合政策部長からご挨拶申し上げます。

(柴田部長)

1月も大分過ぎましたが、皆様明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

大変お忙しい中、またお足元の悪い中、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今、司会が申し上げましたとおり、本日は今年度第2回目の審議会となりますが、水資源保全地域の指定についてご審議を賜りたいと考えております。

ご承知のとおり、平成24年度以降これまで、合計で56市町村、163地域の指定を行ってきたところでございますが、本日は、3つの市町村、5つの地域から提案がございまして、また3地域の区域変更も併せてご審議いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

この機会に、少しだけ私どもの方で行っております地価調査の関係について、お話しさせていただきたいと思っております。

昨年9月に公表した地価調査ですが、都道府県で毎年7月1日を基準日として調査いたします。これは、昭和50年度以降、毎年度実施しておりまして、国が毎年1月1日時点で調査する地価公示と併せて、ご活用いただいているところでございます。

昨年実施した調査の概要を申し上げますと、宅地等の価格は、依然として多くの市町村で下落傾向が続いております。全道の平均変動率につきましては、平成4年度以降23年連続で下落という状況でございます。

しかしながら、本道経済、若干回復の兆しもある中で、例えば札幌市などでは上昇地点が増えている傾向がございます。

また、それぞれの市町村においても、横ばいであるとか、或いはその下落の幅が小さくなっているといったところも増えてきておりまして、そういう面では、下落の幅につきましては、4年連続で縮小しているという傾向もございます。

倶知安町では、皆様ご承知のとおり、リゾート開発、外資系のものも増えてきております。その倶知安町の林地の価格上昇率については、昨年の調査では全国で1番高く、50%ほどございました。また、倶知安町の宅地におきまして、全道では宅地の上昇率としては1番高いという状況も見られたところでございます。様々なリゾート開発の影響というものが出ているのではないかと考えております。

海外からの投資というものを地域と協調しながら、適正に進めていくということが、私ども必要であると考えておりまして、そういった意味でも、この水資源の保全を目的とした条例、制度の運用を引き続き適切に進めていく必要があると考えております。引き続き、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いしたいと考えております。

本日、大変限られた時間ではございますが、皆様からご意見をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(佃課長)

柴田部長につきましては、用務の都合により退席させていただきますので、ご了承願ひます。

次に会議の成立についてでございます。

本日は9名の委員の皆様、全員にご出席いただきしており、定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、今後の議事につきましては、柿澤会長にお願いいたします。

2 議事

(1) 平成26年度第2回水資源保全地域に係る指定の区域について

(柿澤会長)

それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。

本日は、平成26年度第2回目の水資源保全地域の指定とその地域の地域別指針案についてが、主な議題となっております。

最初に、議事(1)平成26年度第2回水資源保全地域に係る指定の区域について、事務局から説明をお願いします。

(岩田主幹)

事務局の岩田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、平成26年度第2回水資源保全地域の提案地域につきまして、お手元の資料1に基づきまして、今回の提案状況をご説明させていただきます。

さらに、提案のありました各地域の概要につきましては、皆様の前方にありますスクリーンとプロジェクターを使用しまして、後ほどご説明させていただきます。ご承知おきください。

なお、委員の皆様方には、あらかじめ資料をご覧いただきまして、質問事項等を事務局にお寄せいただきました。その点につきましては、関係市町村と調整の上、それらを踏まえた内容となっております。その内容につきましても、プロジェクターを使用した説明の際に、具体的にご説明申し上げたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1、平成26年度第2回水資源保全地域の指定の提案地域一覧をご覧ください。

今回、新たな水資源保全地域としまして、提案市町村は3市町村、所在市町村も同じく3市町村、地域数は5地域となっております。

昨年度までに指定済の市町村は、市町村名のところに※を付けております。※の付いているところは、釧路総合振興局管内の厚岸町で、1地域となっております。

新規の提案は、上川総合振興局管内の美深町で2地域、十勝総合振興局管内の帯広市で2地域です。

また、今回、指定の区域の変更がありまして、平成24年度第2回で指定しました小樽市の朝里地区、厚真町上厚真地区、増毛町暑寒沢地区、この3地域から提案されております。

この指定地域の変更ですが、水資源保全地域を指定した際には、「水資源保全地域台帳」というものを備え付け、移転等がある都度、必要事項を記入して整理するということが事務処理要綱で規定しております。この水資源保全地域内の土地所有者の状況把握を目的といたしまして、土地所有者の情報を関係市町村に照会し、調査を実施いたしました。調査時点は10月1日現在で、地域指定及び前回の調査から1年以上が経過した水資源保全地域を対象としておりまして、今年度は平成24年度第1回指定から平成25年度の第1回指定分まで、48市町村130地域を調査いたしました。その結果、小樽市、厚真町、増毛町の3地域で、国有地に関係する土地所有者の移転などが判明し、指定している地番の追加や削除があり、従前からの告示の内容を変更することが必要となったため、審議会におきましてご説明申し上げることになったものでございます。

今回提案の地域が指定されることになりますと、指定市町村は累計で58市町村、地域数は168地域になる予定でございます。

それでは、プロジェクターを使用しまして、提案地域の概略図を説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

まず、美深町です。美深町辺溪地区という水資源保全地域名で、ここは地表水です。区域設定の考え方といたしましては、集水区域を地番・林班単位で、国有地を除外しています。主な地目は、山林です。山林は、道有林と民有林になっております。

申し遅れましたが、この概要図の凡例ですが、赤い丸が付いているところは取水地点、赤い線は提案区域、青い線は、地表水につきましては集水区域、地下水の場合は取水地点から半径1kmの円ということになっております。緑色に塗られているようなところは国有地等の除外地域です。

次は、美深町の報徳地区です。こちらも地表水です。区域設定の考え方は、集水区域を地番・林班単位で指定しています。主な地目は山林で、山林は、民有林、道有林となっています。少々見づらくなっておりますが、左上から右下にかけて道路のように細長い線が入っております。この部分について、委員からそこは何かというご指摘があり、調べましたところ、送電線が走っているところということでございます。

次は、帯広市川西地区です。こちらも地表水です。区域設定の考え方は、集水区域の全部を地形及び土地利用の実態を考慮して設定し、地番単位で、国有地を除外しております。この地区は、集水区域を基本としておりますが、取水地点の周辺に同一所有者の民有地がございます。地番単位で設定するとその民有地が分断されてしまうということがあるため、土地利用の実態や地形等を考慮して集水区域より大きめに指定区域を設定しております。主な地目は、原野、山林、畑・牧場ということです。原野は民有地、山林は、保安林と民有林、畑は民有地、牧場は市有地と民有地となっています。

次は、帯広市の岩内地区です。ここは地下水です。区域設定の考え方は、取水地点から半径1kmの範囲を地番・林班単位で、国有地を除外しているということです。主な地目は、雑種地、山林ということです。雑種地は民有地、山林は市有林と民有林というこ

とです。

次は、厚岸町トライベツ地区です。こちらも地下水です。ここは取水地点が2箇所ありまして、2箇所の取水地点から各々半径1kmの単位を地番単位で設定しておりまして、国有地を除外しています。主な地目は、畑、牧場、雑種地、公衆用道路で、畑、牧場、雑種地は民有地、公衆用道路は町有地ということになっております。

次からは、先程ご説明いたしました区域を変更する地域の概要図です。

1つめは、小樽市です。小樽市の朝里地区で、平成24年度の第2回で指定した地域です。ここは地表水になります。ここは、なぜ区域の変更になったかと申しますと、国有地から北海道と小樽市の共有地への変更となりまして、その2つの地番を指定の区域に追加するというものです。変更後の地目ですが、保安林です。変更後の土地所有者は、先程申し上げましたとおり、道と小樽市です。概要図の左側に拡大図が出ておりますが、紫で示した付近と見ていただきたいと思っております。

次は、厚真町上厚真地区で、こちらも指定は平成24年度第2回です。地下水です。ここは、国有地から民有地に変更になったことに伴いまして、2つの地番を追加することになりました。変更後の主な地目は、山林で、国有地から個人へ払い下げをしたものです。

次は、増毛町の暑寒沢地区です。こちらも、平成24年度第2回の指定です。ここは地表水になります。拡大図が左側にありますが、紫色のところでありまして、指定した地番の中に国有地が含まれており、その地番を削除するということです。変更する地番の地目は、公衆用道路と原野です。変更後の土地所有者は、国になります。

以上が、資料1の説明になります。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました5つの新たな提案区域と3つ地域の指定の変更につきまして、何か皆様の方からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員の皆様から事前にご意見をいただいて、それを踏まえて市町村と調整したものとなっているということですが、それを含めまして、いかがでしょうか。

(海老名委員)

帯広市の川西地区ですけれども、これは念のための質問なのですが、地表水においては集水区域の全部を基本とすると我々が決めた範囲に、地形等を考慮して集水区域外の土地を指定の区域に含めるというご説明がありました。この地域というより一般論として、例えば民有地で、同一所有者の一団の土地が集水区域によって指定の区域とそうではない区域に分断されるという場合、将来売却する時は、一方は届出が必要で、もう一方は届出が不要ということもできますが、こちらについては今回は一団の区域とするという判断をいたしましたということで、我々の基準を変更するということではないということ、再確認したいのですが。

(岩田主幹)

海老名委員がおっしゃいましたとおりでございます。

(柿澤会長)

よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。特にございませんか。

では、今海老名委員からいただいたお話を改めて審議会として確認するというので、その上で今回提案のあった地域に関しまして、皆様から特にご意見はないということで、市町村からの提案どおり指定地域として妥当と判断したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

それでは、これを平成26年度第2回水資源保全地域の提案に係る指定の区域の審議結果とさせていただきます。

(2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

(柿澤会長)

それでは続いて、議事(2)の水資源保全地域に係る地域別指針(案)について、審議に入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

(岩田主幹)

それでは、私の方から、資料2の水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針(案)に基づいて、ご説明いたします。

資料2につきましては、先程ご説明いたしました6市町村8地域の地域別指針案をまとめてあります。

ここでは、地表水、地下水の区分ごとに、それぞれ主な地域を1地域ずつ説明させていただきます。今回、土地所有者の移転等がありまして、水資源保全地域の区域変更が必要になったということがありますので、指定区域の変更の提案がありました3地域の一つである小樽市についてもご説明させていただこうと思います。

地域別指針につきましては、北海道水資源の保全に関する条例第17条第5項で、指定の区域に関する基本的事項、指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項について定めるものとしておりまして、作成の根拠となっているものであります。

それでは、地表水の代表例として、3番の帯広市川西地区をご説明いたします。

まず、1では「指定の区域」を地番で示すということとともに、本日配付はしておりませんが、区域図でも示すこととしております。また、本日配付しております資料では、地番の記載は省略しておりますが、告示の段階におきましては明記することにしております。

次に、2の「地域別指針」についてであります。 (1) 「指定の区域に関する基本的事項」としまして、「対象区域」には、「当該区域は、地表水から原水を取り入れていることから、山間地における簡易水道の水源である十勝川水系札内川支流戸蔦別川から地表水を取り入れる帯広市太平簡易水道（川西）の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部及び地形等を考慮した区域とした。」と記載しております。さらに、面積を記載してありまして、「区域設定の考え方」といたしましては、「集水区域の全部及び取水施設付近の地形や土地利用の実態を考慮した区域で、国有地を除き水資源保全地域」という形にしております。「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法や森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載しております。

(2) 「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」におきましては、水資源保全地域の名称以外については、基本指針を踏まえた全地域共通の記載内容としております。

また、別表には、基本指針の別表を基本としまして、関係市町村と相談の上、地域内に関係する法令を始めとして、土地利用に関する法令に基づき、必要な手続き等を行うよう配慮願いたい事項を、「土地取引行為を行う場合」から「ゴルフ場の開発を行う場合」まで、「要件」、「必要な手続き等」、「配慮すべき事項」、「根拠法令等」に区分して記載しております。これらの内容等につきましては、所管する道庁内の関係各課におきまして、直近の段階で時点修正等の確認も行っております。

次に、地下水の代表例としまして、5番の厚岸町プライベート地区をご説明いたします。

まず、1では、指定の区域を地番で示すこととしておりますけれども、先程の帯広市と同様の取扱いとなっております。

次に、2「地域別指針」についてですが、(1) 「指定の区域に関する基本的事項」として、「対象区域」には、「当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、地下水を取り入れる厚岸町プライベート農業用水道プライベート地区水源の取水施設（2か所）が設置されている地点から一定距離の区域とした。」というような記載をしております。

次に面積を記載しまして、「区域設定の考え方」としては、「当該区域の2つの取水地点のそれぞれから半径1kmの範囲を基本として、地番単位の区域で、国有地を除き水資源保全地域」としてしております。「対象区域の状況」としましては、国土利用計画法や森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などを記載してありまして、先程とほぼ同様であります。

(2) 「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」では、水資源保全地域の名称以外については、先程と同様となっております。

また、別表につきましても、関係する法令の適否について、要件、必要な手続き等に若干の相違はありますけれども、先程と概ね同様でありますので、省略させていただきます。

なお、これらにつきましても、道庁内の関係各課と時点修正などの確認を行っております。

次に、今回、土地所有者等の移転がありましたので、水資源保全地域の区域変更が必要になったということで、6の小樽市朝里地区につきまして、変更となる部分のみをご説明いたします。1の指定の区域ですが、告示の段階では地番及び林班で示すということにしておりますけれども、通常ですと、ここは省略するということになっております

が、今回便宜上※としまして、「現在の指定の区域に、2つの地番を追加」という形で記載させていただいたところです。次に面積ですが、地番の追加にともに変更しております。この2点以外につきましては、従前の地域別指針から変更はありません。

以上、代表的な事例3地域をご説明申し上げました。残りの地域につきましても、同様の考え方で作成しております。

地域別指針案につきまして、本日審議会のご意見をお伺いしたいと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

資料2の説明は、以上でございます。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。

地域別指針(案)につきまして、代表的な地域を3つ選んでご説明いただきましたが、これにつきまして委員の皆様の方からご意見、或いはご質問等はございますでしょうか。

特にございませんか。それでは委員の方から特にご意見はないということですので、各地域の地域別指針(案)につきましては、審議会としては意見なしということによろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

それでは、これを本審議会の審議結果といたします。

3 その他

(柿澤会長)

これで、水資源保全地域の指定と地域別指針(案)に関する議事は終了いたしまして、その他について事務局から説明をお願いします。

○ 水循環基本計画の骨子について

(岩田主幹)

それでは、その他ということで、2点事務局の方で用意させていただいております。

まず1点目は、水循環基本法に係る今後の予定についてということで、資料3とプロジェクターを使用しまして、ご説明させていただきます。

昨年7月29日に開催いたしました第1回の本審議会におきまして、水循環基本法の法律の概要などについてご説明申し上げました。その後の動きにつきまして、情報等を入手いたしましたので、ご説明申し上げたいと思います。

スクリーンをご覧ください。

この画面では、「水循環基本法に係る今後の予定」という題名をつけておりますが、これは、水循環政策本部幹事会資料など様々な情報をもとに、当課で作成したものですので、ご留意いただきたいと思います。

文字が少し小さいですが、一番上には平成26年7月1日に水循環基本法が施行されて、その本部が発足しております。水循環政策担当大臣は、国土交通大臣が兼務ということで、内閣官房に事務局が設置されたと聞いております。

2番目ですが、昨年7月18日に、第1回目の本部の会合がありまして、基本計画の作成のスケジュールなどが決められたと聞いております。

26年の10月10日には、第1回目の幹事会がありまして、基本計画の骨子、それから基本計画の作成スケジュールなどが決められたようです。

平成27年1月から2月にかけて、基本計画原案のたたき台が作成される予定です。3月には、基本計画の原案が作成されるということで、基本計画の原案作成に当たりましては、有識者の意見も聴取するようでございます。基本計画の原案が3月以降作成されましたら、パブリックコメントを踏まえて、基本計画案が決定されるということです。最終的には、今年の夏頃には、基本計画の閣議決定がなされるのではないかと聞いております。

それでは、配付しております資料3に基づきまして、若干説明させていただきます。

先程、プロジェクターを用いて今後の予定ということでご説明いたしました水循環基本計画の骨子について、配付させていただいております。

この骨子につきましては、大別しますと、総論、第1部「水循環に関する施策についての基本的な方針」、第2部「水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、第3部「水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項」ということになっております。

第1部「水循環に関する施策についての基本的な方針」につきましては、健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進、水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保、水の利用における健全な水循環の維持、流域における総合的かつ一体的な管理、もう1点、国際的協調の下での水循環に関する取組の推進に区分されております。

また、第2部「水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」につきましては、貯留・涵養機能の維持及び向上、水の適正かつ有効な利用の促進等、流域連携の促進等、健全な水循環に関する教育の推進等、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、水循環施策の策定に必要な調査の実施、科学技術の振興、国際的な連携の確保及び国際協力の推進に区分されまして、基本計画が策定されるということになっているようです。

注目される点を1点だけ申し上げますと、第1部「水循環に関する施策についての基本的な方針」の、資料では2ページになりますが、2としまして「水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保」という題名が付いているところですが、その3番目の◎に、「地下水の持続的な利用について、地域の状況に応じて、その適正な利用と保全を推進する。」という記載がされております。これにつきまして、我々事務局の方でホームページ等を見たところによりますと、地下水に関して法案化の動きがあるのではないかと情報が一部にあるようでございます。こういった動きにつきましても、注目していきたいと事務局では考えております。

これらの項目も含めて、この基本計画におきましてどのような記述がなされ、関係法令の整備、施策への展開と進んで行くのか、国の動きを今後も追跡していきたいと考えているところです。

参考までですが、先週の14日（水）に政府において、平成27年度予算が決定、公表されました。予算の中には、この水循環基本計画の策定及び推進経費として、2,000万円ほどの予算が措置されているようであります。この中身につきましては、基本計画の作成経費等ですので、実際の事業というわけにはいかないようではありますが、そのような経費があるということをご報告いたします。

今後も水循環政策本部の動きについては、適宜情報提供させていただきたいと思いません。

説明は、以上でございます。

（柿澤会長）

ありがとうございました。

今、国の動きをご照会いただきましたが、これについて皆様からご質問、ご意見等ございますか。

例えば、この計画について、北海道の方に意見照会ですとか、それに対する対応などはあったのですか。

（岩田主幹）

今のところはございません。

（柿澤会長）

ほかに何かございますか。

北海道が先鞭をつけたこういった動きが全国的な取組になるということがありますし、また今後この計画が具体化することで、予算化や具体的な政策化が次年度以降なされることになるかと思しますので、できれば何らかの機会に北海道としての意見というのも述べつつ、この水資源の保全についての北海道の取組がうまくバックアップされるような政策が展開されることを期待したいということ、一言述べておきたいと思いません。

それでは、この骨子については、特にございませんか。

では、続きまして、本審議会に係る今後の開催方法について、事務局からご説明をお願いします。

○ 北海道水資源保全審議会に係る今後の開催方法について

（岩田主幹）

続きまして、「北海道水資源保全審議会に係る今後の開催方法について」ということで、資料4とプロジェクターを使用しまして、ご説明させていただきます。

本条例に基づきます水資源保全地域の指定につきましては、平成24年度の制度創設から年に2回の割合で地域指定を行ってきたところです。後ほど詳しく説明させていただきますが、平成26年度末で58市町村168地域の指定となります。事務局では制度が創設されまして、今年度末で3年が経過するというところで、関係市町村からの地域指定の動きが一段落してきたということもあって、本審議会におきます地域指定に係る議題につきましては、平成27年度以降年1回程度ということ、委員の皆様のご了解をいただきたいということでございます。

今までの取組も含めて、ご説明させていただきたいと思います。

プロジェクターと資料、両方用意しておりますが、スクリーンを中心に説明させていただきます。

資料では1ページ目ですが、これは審議会の開催状況ということで、平成24年度については、条例を施行した年度でありますので、年度内5回開催しております。制度運用を軌道に乗せるまでの皆様のご苦勞の跡があると思っています。

平成25年度、26年度につきましては、水資源保全地域の指定に関して年度内2回の開催となっております。

2ページ目は、審議会の所掌事項をまとめたものです。おさらいということで、記載をしております。審議会の所掌事項としましては、委員の皆様ご承知のように、水資源保全地域の関する基本指針に係る意見聴取、水資源保全地域の指定に係る意見聴取、水資源保全地域における土地所有者等に対する助言に係る意見聴取、水資源保全地域における土地に関する権利の移転等の届出者に対する助言に係る意見聴取、知事の諮問に応じて水資源の保全に関する重要事項の調査審議、と条例で規定されております。

次に3ページ目ですが、このページは地域指定の状況を記載しました。水資源保全地域の指定の状況は、先程来からご説明申し上げておりますとおり、今回の提案のあった市町村を含めると、58市町村168地域を指定するというので、年度ごとの内訳はご覧のとおりとなっております。

次のページを併せてご覧いただきますと、こちらには市町村別の内訳をまとめました。市町村名の横の括弧書きは、指定した地域数を記載しております。参考にご覧いただければと思います。この数字の評価につきましては、第三者にゆだねられるところではありますが、以上となっております。

次は資料にはありませんが、今後の開催についてまとめました。スクリーンをご覧ください。このように、水資源保全地域の指定につきましては、来年度以降増加傾向にあるというわけにはいかないようで、条例の制定から3年を経過しようとしているということも含めまして、本審議会の議題については、今後、水資源保全地域内の土地所有者に対する助言などに重点を絞っていく時期と事務局では考えております。誤解のないように申し上げますと、地域指定が全くないとは言えないわけで、1つの市町村からでも提案があれば、所定の手続きを怠るということにはなりませんので、その点については十分留意していくこととお断りしておきたいと思っています。

こういった点を踏まえて、今後の審議会の開催につきましては、水資源保全地域の指定は年1回程度の議題ということで、指定の拡大についてはその目的を十分達成できると思っています。

水資源保全地域における土地所有者の助言については、地域に案件がある場合には必要に応じてその都度審議会を開催したいと思っております。

さらに、条例の附則に、条例の施行日から5年を経過するごとに条例の見直しを行うことが規定されております。事務的には、平成28年度頃から審議会において意見交換を行う必要があると考えております。ただ、28年度からいきなりというわけではなく、27年度から徐々にでも皆様のご意見をお伺いし、検討の場を設けながら、見直しの方向性というものを考えていきたいと思っています。

次をご覧いただきたいのですが、指定に係る27年度以降のスケジュールをまとめました。あくまでも想定ということでお考えいただきたいのですが、年2回から年1回の

指定を行うということになりますと、ご覧のようなスケジュールになるのではないかと
思っております。従前の年2回の指定よりも、若干余裕はあるかと思えます。4月に市
町村への説明会を行いまして、5、6月に概要書の提出、市町村との協議を行って、提
案書を提出していただき、7、8月には必要に応じてとなりますが現地調査の実施、市
町村との協議、関係各部との調整を行って9月に地域別指針案を作成、10月に審議会
を開催、その後予定告示・縦覧期間の2週間を踏まえた後、11月告示、12月指定の
施行、といったスケジュールで行えばよろしいのではないかと思っております。

来年度に入りましたら、審議会の皆様に改めてご説明させていただきたいと思ってお
ります。

繰り返しになりますが、平成27年度以降、本審議会におきます審議会の地域指定に
係る議題は、年1回程度ということで今後進めて参りたいと考えております。委員の皆
様にご了解いただきたく、ご説明申し上げます。

以上でございます。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

今後の審議会の進め方ということで、次年度以降どのような形でこの審議会を進める
かということについて、お考えを提示していただきました。

これにつきまして、皆様の方から何かご意見、ご質問等ございますか。

(片山委員)

全道的にも、北海道のこの先駆的な取組というのは周知されているように思いますの
で、この日程で十分達成できるのではないかと思います。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

それでは、基本的には、年1回で地域指定、地域別指針案についてご審議をいただく
ということで、審議会の所掌事項の③、④、⑤に関しては適宜、課題があったときにお
集まりいただき、ご議論いただくという形で進めさせていただきたいと思えます。

また、国の方でも新しい動きがあると思えますので、北海道としてどのように進めて
いくのかというご意見を伺うこともあると思えます。そういったことも含めまして、委
員の皆様には今後もご議論をいただければと思えますので、どうかよろしくお願いいた
します。

それでは、今後の進め方については、基本的にはこのような形でご了解をいただいた
ということで、進めさせていただきたいと思えます。

これで、用意をした議題は一通り終わりましたが、皆様の方から何かございますか。
特にございませんか。

それでは、事務局においては、今回出された意見を踏まえて、水資源保全地域の指定
に向けて作業を進めていただきたいと思います。

事務局にお返しいたします。

4 閉会

(佃課長)

柿澤会長はじめ、委員の皆様、誠にありがとうございました。
閉会に当たりまして、佐々木局長からご挨拶申し上げます。

(佐々木局長)

本日は、お忙しい中、貴重なお時間を頂戴しながらご審議をいただきました。また、先程会長からもありましたが、事前にも種々のご意見をいただいたと聞いております。心より感謝申し上げます。

本日もご審議いただいた8地域の指定等についての今後のスケジュールについてですが、早速ご提案いただいた市町村との協議を進めまして、2月中旬には地域指定の予定告示を行いまして、縦覧と意見書提出の期間を2週間設けた後に、3月中旬を目途に地域指定の告示を行って、4月1日からの施行を目指して参りたいと考えております。

今後につきましても、市町村のご意見をお伺いしながら、引き続き、水資源保全地域の指定を進めて参りたいと考えております。

また、道におきましては、平成25年度から水資源保全地域内における土地取引行為等に係る事前届出の受理から助言、勧告、公表等までの一連の事務について、市町村への権限の移譲を行うこととしております。これまでに、平成25年度には、北斗市、倶知安町、平成26年度には上富良野町に権限を移譲しているところでございます。平成27年度からは、稚内市のほか、厚真町、むかわ町、下川町の4市町から移譲要望がありまして、昨年暮れの定例会の中で改正条例が可決、成立したところでございます。

道では、この条例の事務を市町村に対して移譲することというのは、地域住民の皆様の利便性に資するものと考えております。また、関係市町村におきましては、速やかに水源周辺の土地の動きを把握できるということ、地域の実情に沿った的確な助言を行うことが可能になると考えております。今後もこれらの権限移譲を積極的に進めて参りたいと考えております。

最後に、柿澤会長、海老名副会長を始め、委員の皆様には、本道の水資源の保全に当たりまして、今後ともご指導、ご鞭撻、またご助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

(佃課長)

次回の審議会につきましても、会長はじめ皆様とご相談の上、別途ご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、北海道水資源保全審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

(了)